新 潟 市 報 道 資 料

令和８年１０月３０日

報　道　各　位

新潟市財務部契約課

指名停止について

このたび、下記業者に対して、「新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領」第２条第１項に基づき指名停止の措置を行いました。

記

１　指名停止業者名及び指名停止期間

指名停止業者名	指名停止期間
①　建装工業　株式会社 （ｹﾝｿｳｺｳｷﾞｮｳ　ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ） 主たる営業所　東京都港区西新橋三丁目１１番１号 ②　株式会社　Ｊ－ＢＩＳメンテナンス （ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ　ｼﾞｪｲﾋﾞｽﾒﾝﾃﾅﾝｽ） 主たる営業所　東京都千代田区鍛冶町二丁目６番１号 ③　株式会社　シミズ・ビルライフケア （ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ　ｼﾐｽﾞ･ﾋﾞﾙﾗｲﾌｹｱ） 主たる営業所　東京都中央区京橋二丁目１０番２号	①・② 令和８年１０月３０日 ～ 令和９年４月２９日 （６カ月） ③ 令和８年１０月３０日 ～ 令和９年１月２９日 （３カ月）

２　指名停止理由

関東地区に所在するマンションの管理組合が設計コンサル業務を設計コンサル業である株式会社リノシスコーポレーション又は株式会社翔設計に委託した上で発注する大規模修繕工事に関して、独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和８年９月２８日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

このことが、指名停止等措置要領別表第２第３号（独占禁止法違反行為）に該当するため指名停止を行った。

３　問い合わせ先

新潟市財務部契約課　担当　鈴木　（直通０２５－２２６－２２１１）